



令和元年 12 月 12 日

議長 米 田 貴 志 様

提出者 河 合 馨

賛成者 中 井 良 介

同 堂 本 啓 祐

同 反 甫 旭

同 友 永 修

同 鳥 居 宏 次

議案の提出について

下記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条の規定により提出します。

記

市議案第 7 号 岸和田市自治基本条例の一部改正について

岸和田市自治基本条例の一部を改正する条例

岸和田市自治基本条例（平成16年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「総合的な計画」を「基本的な構想及びこれを実現するための計画」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する基本的な構想を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

附 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

理 由

地方自治法が一部改正され、市町村に対する総合計画策定の義務付けと議会の議決要件が撤廃されているが、本市においては、自治基本条例の規定に基づき、引き続き策定することとしている。本計画の基本的な構想を定めることについて、これを議会の議決事件とすべく条例を改正しようとするものである。